

令和3年に町内で発生した火災は5件、そのうち1件で消防団が出動しました。また、近年増加している風水害に対しても、消防団は出動しています。新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下においても、感染拡大の予防対策を講じつつ、有事にそなえて、消防用機械器具の点検を含む最低限の体制維持を実施しています。

ここでは、日ごろあまり知られていない消防団の活動について、2つの事例を挙げて紹介いたします。

### 梅雨前線による大雨 (7月3日)

梅雨前線による大雨の中、消防団員52名が約4時間災害対応を行いました。

7:36～11:40 各分団管轄区域を巡回し、土砂災害の嚴重警戒、低い土地の浸水、河川増水や氾濫警戒を実施

**町内全域の警戒** 消防団は年3回の予防週間(春季・秋季火災予防週間、歳末火災特別警戒)中の毎日および各種訓練時等、管轄地区を巡回しており、地区の地形等の特徴や過去の災害状況を熟知しています。また、管轄区域ごとに分かれての警戒活動のため、町内全域を細かく確認できます。収集した情報は随時、消防団無線にて対策本部に報告しました。

8:00～8:40 葛川内輪橋(県道71号秦野二宮線)冠水警戒を消防署から交代して実施

**消防署との動的連携** 消防団員は災害対応に十分な必須訓練を積んでいますが、複雑で高度な対応は消防署が対応します。消防署から消防団がその対応を引き継ぐことで、発生の可能性が高い次の災害にそなえ、消防署がすぐ稼働できる状態にします。内輪橋冠水警戒は管轄分団である第3分団が対応し、第3分団管轄区域の巡回は第2分団がその範囲を広げて実施しました。

9:13～11:06 吾妻山土砂崩れに伴う二宮小学校付近冠水、床下浸水の対応

**人的資源の集中投下** 広範囲の冠水に加え住宅の床下浸水も発生していたため、排水作業と土嚢による浸水防止作業を行いました。大量の土砂も流出しているため、状況を見ながら段階的に増員し、最終的には第1分団・第2分団・第3分団の計35名が対応しました。



二宮小学校付近



JR内原跨線橋付近

### 高齢者住宅での火災 (7月21日)

夜10時すぎに発生した火災は、一部屋全焼でした。火災としては、小規模であるものの、現場が高齢者住宅のため入居者の避難が必要でした。そこで消防団員が中心となって、各部屋から1階ホールそして駐車場を経て、2ヶ所の地域避難所に誘導しました。ひとりひとり、声掛けしながら丁寧な誘導を行ない、深夜1時にすべての活動を終了しました。



73名の高齢者



62名の消防団員



2か所の地域避難所

# 私たちの町を守る



火災発生時の、消火活動は迅速、確実かつ安全に行う必要があります。そのために、私たち消防団員は消防機械器具の取扱いとその操作の基本について日ごろから訓練を重ねています。それら習得した技術を競う大会として、全国消防操法大会が2年に一度開催され、消防ポンプ自動車を使用した「ポンプ車操法」と、持ち運び可能な小型動力ポンプを使用した「小型ポンプ操法」があり、それぞれ半数ずつの都道府県の代表が出場します。二宮町消防団は「ポンプ車操法」に出場しています。

全国大会に先駆け開催される神奈川県消防操法大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年度の第52回大会に引き続き、今年度第53回も中止となりました。出場予定であった第1分団は2年連続の中止となりましたが、これまでの訓練成果のお披露目を5月29日に行いました。

### 消防本部・署、消防団の更なる連携の強化



皆様、新年明けましておめでとうございます。日頃より、消防行政及び消防団活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

近年は、地球温暖化に伴う異常気象は大きな災害をもたらす、激甚化の傾向にあります。消防団は地域防災の要として、今まで以上にその役割が重要になってきていることを実感しております。これからも、消防本部・署、消防団は皆様の安全・安心な暮らしのために更なる連携の強化を図ってまいります。

また、令和4年4月からは消防団員の処遇改善として、報酬額及び階級昇格制度の見直し、機能別消防団員制度の導入を行います。「自分たちの町は自分たちで守る」という郷土愛・社会奉仕の精神のもと、地域住民の期待と信頼に応えるべく今後とも邁進してまいります。

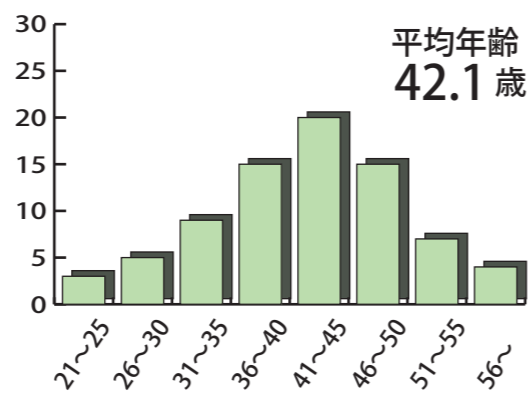
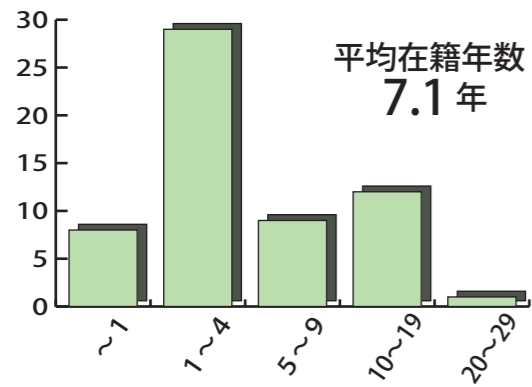
二宮町消防長 小椋 淳喜 二宮町消防団長 渡邊 恒文

令和3年8月に二宮町消防団第4分団に入団しました島中皓仁と申します。二宮町に住み始めて4年くらいになりましたが、あまり知り合いもおらず、地域の方とのつながりも薄く過ごしていたと思います。そんな折、入団のお誘いをいただき、この度入団することとなりました。初めての訓練では、団員の方々の防災への意識や技術の高さを目の当たりにして、見ていて身の引き締まる思いでした。入団してまだ間もなく、訓練では難しさも感じますが、先輩方から熱心にご指導頂いており、積極的に知識や技術を習得して消防団員としての技術を早く身に付け、少しでも地域の安心・安全のために役に立てるように、頑張りたいと思います。

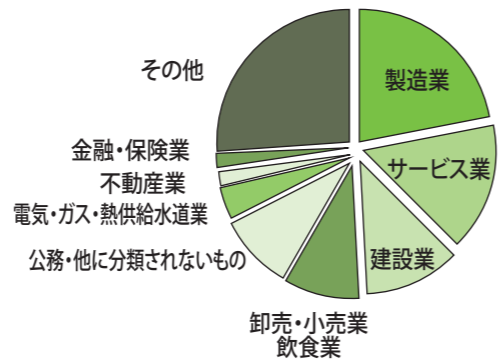
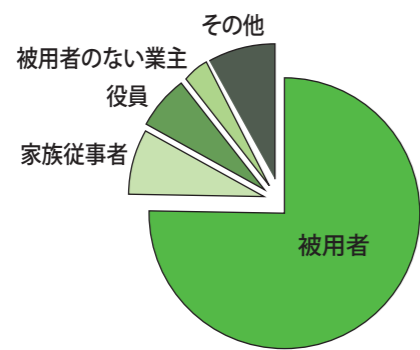


島中皓仁  
第4分団団員  
(中里)

地域の安心・安全のため  
に役立ちたい



データで見る二宮町消防団



# 消防団員募集

町内在住・在勤で18歳以上の方なら、どなたでも応募できます

消防団員のサービス・補償・表彰等は条例・規約・規程で定められています

- 二宮町消防団設置に関する条例(条例第25号)
- 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例(条例第26号)
- 二宮町消防団員等公務災害補償条例(第11号)
- 二宮町消防団員服務規則(規則第12号)
- 二宮町消防団の組織等に関する規則(規則第10号)
- 二宮町消防団表彰規程(規程第8号)

## 女性消防団員募集

募集人員：若干名 (面談の上、決定いたします)  
 活動内容：・二宮町消防団における女性消防団員活動のあり方の調査・検討  
 ・二宮町消防団員としての各種訓練、災害発生時の出勤等  
 ※団本部の所属となります。

公務災害補償制度  
被服の貸与  
退職報償金  
表彰制度

【お問合せ】  
消防本部  
消防課庶務班  
☎72-0015

あなたの想いが、この町を守るエネルギーになります

# 令和4年二宮町消防出初式

## 神奈川県消防協会湘南支部表彰・二宮町消防団表彰

令和4年1月9日(日)  
於：ラディアン大ホール

(在籍年数・階級順)



第5分団副分団長 井上 充 (二色)  
 第2分団副分団長 原 秀和 (下町)  
 第1分団分団長 城所 将 (梅澤)  
 第2分団分団長 原 勝弘 (上町)



第1分団分団長  
城所 将 (梅澤)

に範ア選会52染が活コしてる々々団員  
厚とこッ手に回症さら動ミ分た燃え、団員  
いとなれは係るののら団やコ団た、燃え、団員  
りらにをる第の影に、にすケを統年4月1日より分団と  
の取鼓訓53響、に新精い環シヨンを図ること  
姿舞練回に新型励境く、りも意識な  
員勢組し時神よリコた、く、りも意識な  
かはんモは川中口た、く、りも意識な  
らのでチ、川中口た、く、りも意識な  
の他べ分県止ナウイルも意  
頼た。団消なつ、りも意  
がシヨンとして法たス  
非オン、として法たス



第5分団班長 井上 靖雄 (二色)  
 第5分団班長 奈良 智志 (百舌が丘3)  
 第4分団班長 伊藤 慕志 (中里)  
 第4分団班長 脇雄 一郎 (中里)  
 第4分団副分団長 秋山 周一郎 (中里)  
 第1分団分団長 城所 将 (梅澤)



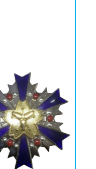
第5分団団員 香坂 政博 (緑が丘3)  
 第3分団班長 岡田 真人 (松根)  
 第3分団班長 永田 武志 (富士見が丘1)  
 第1分団班長 長谷川 修一 (川匂)  
 第1分団班長 関山 敏文 (釜野)  
 第2分団班長 原 弘美 (中町) ※代表受領

### 神奈川県消防協会 湘南支部長表彰



(神奈川県消防協会湘南支部  
表彰実施要綱)  
 第3条 前条第1号の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者にこれをを行う。  
 (2) 消防団員(部長以上の者で部長の推薦する者)として、素よく消防業務に精励し、その成績が特に優秀にして功績顕著な者

### 二宮町消防団 団長特別表彰



(二宮町消防団表彰規程)  
 第5条 団長特別表彰は、次の各号のいずれかに該当するときに表彰するものとする。  
 (1) 団務に精励し、消防行政において、他の模範となるものほか、前項の表彰は、団長が、表彰状及び記事の授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。

### 二宮町消防団 精勤表彰(在職10年)



(二宮町消防団表彰規程)  
 第6条 精勤表彰は、次の各号に該当する者であつて、団務に精励し、成績が特に優秀であると認められたものに対して行うものとする。  
 (2) 在職年数が当該年度末において10年に達する者  
 前項の表彰は、(中略)同項第2号は、団長が、表彰状及び記事の授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。

### 二宮町消防団 精勤表彰(在職5年)



(二宮町消防団表彰規程)  
 第6条 精勤表彰は、次の各号に該当する者であつて、団務に精励し、成績が特に優秀であると認められたものに対して行うものとする。  
 (1) 在職年数が当該年度末において5年に達する者  
 前項の表彰は、同項第1号は、団長が(中略)表彰状及び記事の授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。